

第54号議案

請願の検討結果について

上記の議案を提出する。

平成28年8月4日

提出者 文京区教育委員会
教育長 南 新平

(会議終了後)

差し替え

28 文教教総第 651 号
平成 28 年 8 月 日

文京区議会議長
白石英行様

文京区教育委員会教育長
南 新 平

請願の検討結果の送付について

平成 28 年 3 月 3 日付 27 文議第 1143-2 号で送付されました下記の請願の検討結果について、別紙のとおり報告します。

記

1 受理第 43 号

文京区として独自に、小、中学校の全学年で 35 人学級制度の実施を求める
請願

| 請願の検討結果報告書 | |
|--|--|
| 採択時期及び請願番号 | 平成28年2月定例議会 受理第43号 |
| 件名 | 文京区として独自に、小、中学校の全学年で35人学級制度の実施を求める請願 |
| 請願事項 | 検 討 結 果 |
| 1 文京区として独自に、小、中学校の全学年で35人学級制度の実施をしてください。 | <p>現時点での児童・生徒数において、請願事項を実施した場合、小学校で19学級、中学校で6学級の学級増が必要となります。</p> <p>現状でも一部の小学校では、施設面の制約から、学級増への対応が厳しくなっているところもあり、今後もしばらくは年少人口の増加が見込まれる中、いっそう厳しい対応が求められることが想定されます。</p> <p>また、教員の配置は東京都の役割となっております。そのため、区が独自に35人学級を実施した場合、その分の配置はなされません。したがって、区が独自に教員を確保する必要がありますが、年度当初に学級数が確定し、その学級数に応じて、教員数が決まることから、教員を区独自で安定的に供給することが困難であること、区費の教員を採用した場合、区内のみで人事異動を行わざるを得ないことや、研修や昇任に支障が生じることが想定されるなど、さまざまな人事管理上の課題もあります。</p> <p>こうしたことから、請願事項を直ちに実施することは困難なものと考えております。</p> <p>なお、公立小中学校の学級編制及び教職員の配置は、いわゆる標準法に基づき行っておりますが、教育の機会均等などの観点から、義務教育につきましては国の責任が大きいため、引き続き、国や都の動向を注視してまいります。</p> <p>また、小一問題及び中一ギャップを予防、解決するため、都教育委員会では、教員を加配し、学級規模の縮小や少人数指導、チームティーチングの導入などを行っており、画一的な少人数学級ではなく、各学校の実情に即した対策を選択できる弾力的な運用を行っております。</p> <p>今後も都教育委員会と連携し、現行制度を実施していくとともに、最適な方策を研究してまいります。</p> |
| 所管部課名 | 教育推進部学務課・教育指導課 |

差し替え前

28 文教教総第 651 号
平成 28 年 8 月 日

文京区議会議長
白 石 英 行 様

文京区教育委員会教育長
南 新 平

請願の検討結果の送付について

平成 28 年 3 月 3 日付 27 文議第 1143-2 号で送付されました下記の請願の検討結果について、別紙のとおり報告します。

記

- 1 平成 28 年受理第 43 号
文京区として独自に、小、中学校の全学年で 35 人学級制度の実施を求める
請願

| 請願の検討結果報告書 | |
|--|--|
| 採択時期及び請願番号 | 平成28年2月定例議会 平成28年受理第43号 |
| 件名 | 文京区として独自に、小、中学校の全学年で35人学級制度の実施を求める請願 |
| 請願事項 | 検 討 結 果 |
| 1 文京区として独自に、小、中学校の全学年で35人学級制度の実施をしてください。 | <p>現時点での児童・生徒数において、請願事項を実施した場合、小学校で19学級、中学校で6学級の学級増が必要となります。</p> <p>現状でも一部の小学校では、施設面の制約から、学級増への対応が厳しくなっているところもあり、今後もしばらくは年少人口の増加が見込まれる中、いっそう厳しい対応が求められることが想定されます。</p> <p>また、教員の配置は東京都の役割となっております。そのため、区が独自に35人学級を実施した場合、その分の配置はなされません。したがって、区が独自に教員を確保する必要がありますが、年度当初に学級数が確定し、その学級数に応じて、教員数が決まることから、教員を区独自で安定的に供給することが困難であること、区費の教員を採用した場合、区内のみで人事異動を行わざるを得ないことや、研修や昇任に支障が生じることが想定されるなど、さまざまな人事管理上の課題もあります。</p> <p>こうしたことから、請願事項を直ちに実施することは困難なものと考えております。</p> <p>なお、公立小中学校の学級編制及び教職員の配置は、いわゆる標準法に基づき行っておりますが、教育の機会均等などの観点から、義務教育につきましては国の責任が大きいため、引き続き、国や都の動向を注視してまいります。</p> <p>また、小一問題及び中一ギャップを予防、解決するため、都教育委員会では、教員を加配し、学級規模の縮小や少人数指導、チームティーチングの導入などを行っており、画一的な少人数学級ではなく、各学校の実情に即した対策を選択できる弾力的な運用を行っております。</p> <p>今後も都教育委員会と連携し、現行制度を実施していくとともに、最適な方策を研究してまいります。</p> |
| 所管部課名 | 教育推進部学務課・教育指導課 |